

石川県地域年金事業運営調整会議設置要綱

（設 置）

第1条 石川県の地域における年金運営の展開に関する事業の推進（以下「地域年金展開事業」という。）を主たる目的として、日本年金機構金沢北年金事務所に石川県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること
- （2）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること

（組 織）

第3条 調整会議は、委員10名以内で組織する。

2 調整会議の委員は、次の各号にあげる者のうちから日本年金機構金沢北年金事務所長が委嘱する。

- （1）石川県社会保険委員会連合会が推薦する者
- （2）石川県年金受給者協会が推薦する者
- （3）全国健康保険協会石川支部が推薦する者
- （4）石川県社会保険労務士会が推薦する者
- （5）石川県の市町の代表が推薦する者
- （6）石川県教育委員会が推薦する者
- （7）厚生労働省東海北陸厚生局が推薦する者
- （8）石川県社会保険協会が推薦する者
- （9）石川県商工会議所連合会が推薦する者
- （10）学識経験者

3 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第4条 調整会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 第3条第2項の委員が、やむを得ない理由により出席できない場合には、委員長の承認を得て、代理者の出席を認め意見を述べさせることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

5 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。
2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費)

第7条 調整会議に係る経費は日本年金機構金沢北年金事務所が負担するものとする。
2 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、日本年金機構金沢北年金事務所総務調整課とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。